

## 広報壬生広告掲載取扱要領

平成21年 2月13日  
告示 第10号

(趣旨)

第1条 この要領は、壬生町有料広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、広報壬生の広告掲載（以下「広告掲載」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広報壬生に掲載する広告は、要綱第3条に規定する広告の基準に適合するものでなければならない。

(広告の規格、掲載料等)

第3条 広報壬生に掲載する広告の位置、規格、掲載料等は、別表のとおりとする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告を掲載しようとする者は、広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、広告原稿を添付しなければならない。

3 町長は、前項の規定により提出された広告原稿の内容に不適切な表現がある場合には、修正を求めることができる。

4 前項の規定により町長が修正を求めたにもかかわらず、それに応じない場合には、町長は即時却下する。

(広告の審査及び決定等)

第5条 町長は、前条第1項の申込みがあったときは、要綱第3条に定める基準により、広告掲載の申込みをした者（以下「申込者」という。）の業種等及び広告内容について審査を行う。

2 期間を設け募集を行った場合において、前項の審査により要件を満たしていると認められる申込者が掲載の枠を超えるときは、抽選により決定する。

3 前項の通知は、決定となった申込者に対しては広報壬生広告掲載決定通知書（様式第2号）をもって、不決定となった申込者に対しては広報壬生広告掲載不決定通知書（様式第3号）をもってするものとする。

(広告原稿の変更)

第6条 広告主は、1か月を単位として広報壬生に掲載する広告原稿を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告原稿を変更する場合は、広報壬生広告掲載原稿変更申込書（様式第4号）を提出するものとする。

(契約の締結)

第7条 第5条第1項の規定により広告掲載の決定を受けた申込者は、広報壬生の広告掲

載に係る契約について、町長と締結できるものとする。

- 2 町長は、承諾をした後の事情変更等により、広告の内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成21年 4月 1日から適用する。

様式第1号

広報壬生広告掲載申込書

平成 年 月 日

壬生町長

様

申込者 住 所 (法人の場合は所在地)

氏 名 (法人の場合は名称及び代表者名)



担当者

電 話

F A X

E - m a i l

広報壬生広告掲載取扱要領第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

1. 広告の掲載を希望する号 (掲載を希望する号をすべて記入してください。)

平成 年 月号

2. 掲載希望枠 (□にレ印を)

1段枠 (縦50mm×横180mm)

半段枠 (縦50mm×横 88mm)

3. 添付資料

広告の原稿 (デザイン画) ※電子データがあれば併せて提出してください。

広告主の会社 (組織) 概要 ※会社のホームページがあればアドレスを記載。

様式第2号

広報壬生広告掲載決定通知書

平成 年 月 日

様

壬生町長

平成 年 月 日付で申込みのありました，広報壬生広告掲載について，次のとおり決定したので通知いたします。

1. 広告掲載する号

平成 年 月号

2. 広告掲載料

円

様式第3号

広報壬生広告掲載不決定通知書

平成 年 月 日

様

壬生町長

平成 年 月 日付で申込みのありました，広報壬生広告掲載について，次のとおり不決定したので通知いたします。

○ 不決定の理由

様式第4号

広報壬生広告掲載原稿変更申込書

平成 年 月 日

壬生町長 様

住所  
氏名 印

広報壬生広告掲載取扱要領第6条第2項の規定に基づき、次のとおり申込いたします。

1. 広告の変更を希望する月  
平成 年 月～  
 広告原稿添付

別表（第3条関係）

種類	位置	規格	回数	掲載料
広報壬生	下面（表紙及び最終頁を除く）	下面通し 2 色 (50mm×180mm)	1回	20,000
			3回連続	50,000
			6回連続	100,000
			12回連続	180,000
		下面 1/2 2 色 (50mm×88mm)	1回	10,000
			3回連続	25,000
			6回連続	50,000
			12回連続	90,000